様式第３号（第３条関係）

法違反等がないことの誓約書

年　　月　　日

豊田市長　様

|  |  |
| --- | --- |
| 住所  （法人の場合は、主たる事務所の所在地） |  |
| 氏名  （法人の場合は、法人名及び代表者氏名） | 印 |

　　　　　　　　　　　　　　（太枠の中を記入し、氏名の欄に記名、実印の押印をしてください。）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「法」という。） |  | 第１２条第１項  第３０条第１項 |  | の規定 |

による盛土等の許可申請を行うに当たって、次のことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

工事主、工事主の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）及び発行済株式総数の１００分の５以上の株式を有する株主又は出資の額の１００分の５以上の額に相当する出資をしている者（工事主が法人である場合において、当該株主又は出資している者があるときに限る。）は次のいずれにも該当しません。

（１）破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

（２）法又は法に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者

（３）法第１２条第１項、第１６条第１項、第３０条第１項又は第３５条第１項の許可を取り消され、その取消しの日から５年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第１５条第１項の規定による通知があった日前６０日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から５年を経過しないものを含む。）

（４）その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者